

いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

1 日時

平成30年2月7日（水）午後3時15分～午後4時45分

2 場所

市立保健福祉センター5階 会議室1・2

3 出席者

(1) 委員（17名中 14名出席・1名代理出席）

- ア 杉本 こども部 部長 会長
- イ 辻 こども部 次長 兼 こどもを守る課 課長 副会長
- ウ 福田 大阪府中央子ども家庭センター 相談対応課 課長補佐
- エ 中坊 大阪法務局人権擁護部 第二課 第一係長（代理出席）
- オ 松本 大阪府寝屋川警察署 生活安全課 少年係 係長
- カ 西田 市立第五小学校 校長
- キ 大森 市立第六中学校 校長
- ク 笠谷 寝屋川市民生委員児童委員協議会 副会長
- ケ 羽根田 寝屋川地区人権擁護委員会 会長
- コ 松本 大阪府寝屋川保健所 所長
- サ 五月女 寝屋川市社会福祉協議会 総務課長
- シ 澤井 人・ふれあい部人権文化課 課長
- ス 山口 学校教育部教育指導課 課長
- セ 遠藤 教育研修センター 所長
- ソ 赤堀 社会教育部青少年課 課長

※ 欠席委員

- (ア) 青山 寝屋川市医師会 副会長
- (イ) 塚本 福祉部障害福祉課 課長

(2) 事務局・関係職員

- ア 稲留 こどもを守る課 課長
- イ 津田 こどもを守る課 係長
- ウ 平野 教育指導課 係長

エ 浅野 こどもを守る課 副係長

オ 水谷 こどもを守る課

4 会議内容

(1) 会議の公開・非公開の決定

杉本会長より、本会議においては不開示情報を会議の資料又は議題とすることを予定していないため、原則として本会議を公開としてよいか提案があった。

この提案について、委員からの異議がなかったため、原則、公開とすることが決定された。

(2) 寝屋川市いじめ防止基本方針の改定について

事務局（浅野）より、寝屋川市いじめ防止基本方針の改定について、資料 3-1・3-2・3-3に基づいて改定の概要、改定理由等の説明がなされた。

また、改定後の寝屋川市いじめ防止基本方針に基づき、現在寝屋川市内の各小中学校において、「学校いじめ防止基本方針」の改定作業が進められており、今年度中に改定される予定である旨の説明がなされた。

(3) いじめ防止対策等の取組に係る平成 29 年度実績（見込み）について

事務局（水谷）より、資料 4に基づき、平成 29 年度における本市及び関係機関・団体のいじめ防止等の取組について、委員からそれぞれの所属の取組内容を一言ずつ紹介するよう求められた。

〔辻委員（こどもを守る課）〕

こどもを守る課は、いじめ防止等に係る組織として、本会議であるいじめ問題対策連絡協議会の事務局を担当している。また、いじめに係る重大事態発生時に設置するいじめ問題再調査委員会を予め設置し、迅速な対応が図れるよう、体制を整備している。

次に、いじめの相談体制の整備及び周知として、臨床心理士を配置しているほか、子ども専用フリーダイヤルを設置し、相談に対する支援に取り組んでいる。

また、市ホームページに「いじめのサイン『守ってあげたい』」を掲載している。このサービスは、ページ内の質問に回答することでいじめの兆候を

発見し、相談窓口に繋げることができるものである。

次に、いじめの相談体制の周知として市内小・中学校等へ夏季休業明けにいじめ相談リーフレット及び「いじめのサイン」利用啓発カードを配布し、いじめ相談窓口の更なる周知を図った。

最後に、いじめ防止等の啓発活動として、11月に「みんなで守ろう子どもの笑顔」をスローガンに市内4駅周辺にて街頭啓発活動を実施するとともに、各小中学校及び公共施設にのぼりを設置した。街頭啓発活動を通じて、いじめは人権侵害であることを広く市民に周知した。

〔中坊委員（大阪法務局人権擁護部）〕

大阪法務局人権擁護部では、「子どもの人権 110 番」、「子どもの人権 SOS ミニレター」、「子どもの人権 SOS-e メール」など様々なツールを活用し、子どものいじめの把握に努めている。

昨年度の10月に大阪府が配布した「子どもの人権 SOS ミニレター」については、約700件の返信があり、そのうち6～7割がいじめを受けた等の内容を記したものであった。返信への対応として、人権擁護委員から子どもたちに手紙を送付していただき、問題が解決された旨の報告も受けている。

最後に、啓発活動として、人権教室、人権の花運動、各種スポーツ組織と協力した啓発活動等を実施している。様々な活動を通じていじめの防止に取り組んでいければと考えている。

〔大森委員（市立中学校）〕

市立中学校では、中学校ごとに名称は異なっているが、いじめ防止に係る委員会を設置し、情報交換を行っている。いじめを認識した際は、その都度いじめ防止の対策委員会を開いて対応し、教育指導課に報告をする体制をとっている。

また、児童・生徒を対象とした、いじめアンケートを各学期に1回以上実施している。このいじめアンケートについては、年4回以上実施する方針を校長会で共有している。ケータイ・スマホアンケートについても年に1度実施しており、ケータイ・スマホアンケートを各中学校における自己診断の項目としている。

その他の取組として、毎年7月と12月に中学校サミットを開催している。

7月に開催される中学校サミットでは、いじめ撲滅劇の上演を10年間継続して行っており、近年のいじめ撲滅劇ではケータイ、スマホ、SNSなどを題材としている。

最後に、道徳教育について、小学校では来年度の4月から、中学校では再来年度の4月から教科化する予定である。また、ケータイ・スマホの使い方講座の適宜開催や校区によっては地域の住民を交えた啓発活動を実施している。

〔西田委員（市立小学校）〕

市立小学校は、市立中学校と同じ取組が多いが、現在はいじめ防止基本方針の改定作業を進めている。校長会でいじめ防止基本方針改定の土台となる部分を検討し、検討した内容を基に、各小学校のいじめ防止基本方針を改定していく。今年度の3月までに各小学校の改定後のいじめ防止基本方針をホームページで公開し、4月の入学式では生徒及び保護者に説明する予定である。

また、市立小学校においても、児童へのいじめアンケートを実施しており、いじめを受けていると判断された児童に対して教育相談を行っている。いじめに関する調査と指導を行うことで、職員の人権意識の向上につながると考えている。

最後に、いじめの撲滅活動として、2年前から小学校サミットを開催している。昨年度の7月では小中一貫教育の一環として、各小学校の児童会同士との交流、中学校サミットのいじめ撲滅劇の観劇を行った。

〔山口委員（教育指導課）〕

教育指導課は、いじめ防止等に係る組織として、いじめ問題対策委員会を設置し、定例会議を年3回開催している。その会議において、いじめの未然防止等に係る有識者から助言を受けている。

次に、相談体制の整備として、スクールカウンセラーによる相談活動を行っている。各中学校区に配置されているスクールカウンセラーについては、小中学校に在籍する子どもたちや保護者からの学校生活全般の相談に対応している。また、スクールソーシャルワーカーについては、ケース会議における助言や研修講師として研修に招き、教職員のスキルアップを図っている。

子どもたちの家庭環境など、様々な課題に対して、関係諸機関との連携を含めた組織的な対応ができるよう、専門性を生かした支援を行っている。

次に、教育相談活動では、小学校1年生と3年生に対して、教育相談員による巡回参観を実施し、児童への具体的な支援等に関して助言を行っている。各小中学校からの依頼に対しても適宜対応し、教育相談員を派遣している。

最後に、その他の活動として、ピア・サポート事業を行っている。今年度においては、豊かな人間関係を築き、いじめが起きにくい土壌の形成を目的に、ハートプログラムを実施した。1・2学期における中学校でのハートプログラムを終え、現在は同じ中学校区における2つの小学校の6年生を対象にハートプログラムを実施し、中学校生活へのスムーズな移行を図るなど、様々なアクティビティを通して豊かな関係作りを推進している。

〔遠藤委員（市教育研修センター）〕

教育研修センターにおいては、相談体制の整備として、いじめに特化したものではないが、臨床心理士を配置した教育相談（さわやかライン）の来所相談及び電話相談と子ども専用フリーダイヤルによる電話相談を行っている。子ども専用フリーダイヤルの利用については、複数回にわたるケースが多く、電話相談があった子どもや保護者に対しては、教育相談につなげることで、臨床心理士による継続した相談対応を行っている。子ども専用フリーダイヤルについて、小学3年生から中学3年生までを対象に、フリーダイヤルの電話番号を記載したカードを配布しており、更に周知していければと考えている。

〔赤堀委員（青少年課）〕

青少年課では、子どもに関する暴力やいじめ、虐待等を防止するための教育プログラムとして、子どもへの暴力防止プログラム（CAP）を実施している。従来は小学校3年生を対象としていたが、平成29年度より小学校6年生も対象に加え、子どもへの実践的な学びの機会の提供を図っている。

また、子どもへの暴力防止プログラム（CAP）の内容を大人に周知することを目的に、おとなのCAPを実施している。当初は市内コミュニティセンター1か所で開催していたが、平成28年度より市内コミュニティセンター6か所で開催している。

〔澤井委員〔人権文化課〕〕

人権文化課では、12月の人権週間において、大阪第二人権擁護委員協議会と合同で、寝屋川市駅と香里園駅の2駅で啓発活動を行った。また、人権週間に合わせた企画として、12月第1土曜日に中央公民館で「人権を考える市民のつどい」を開催した。

来年度においては、6月の男女共同参画週間に啓発活動を実施する予定である。

〔羽根田委員（寝屋川地区人権擁護委員会）〕

寝屋川地区人権擁護委員会は、相談体制の整備・周知として、先に紹介のあった「子どもの人権 SOS ミニレター」等の活動を大阪法務局人権擁護部の協力のもと実施した。

次に、啓発活動として、小・中学校の人権教室を開催した。中学生人権作文コンテストでは、平成29年度大阪府下で25,063件の応募があった。そのうち寝屋川市からの応募は2,852件あり、受賞作も見られた。

最後に、人権教室の開催と並行して人権の花運動を実施した。

〔五月女委員（寝屋川市社会福祉協議会）〕

寝屋川市社会福祉協議会は、相談体制の整備・周知として、まちかど福祉相談所を設置している。現在までにいじめの相談を受けた実績はないが、地域住民の様々な相談を受け付ける場所として機能している。また、相談員を対象に年に1度研修会を開催し、相談対応等の課題について取り上げている。

〔松本委員（大阪府寝屋川保健所）〕

大阪府寝屋川保健所は、相談体制の整備・周知として、こころの健康相談を実施しており、19歳以上を対象に、保護者からの相談等を受け付けている。

〔福田委員（大阪府中央子ども家庭センター）〕

大阪府中央子ども家庭センターは、児童相談所として18歳未満の子どもに関する相談対応を行うと同時に、25歳までの青少年相談も受け付けている。

また、子ども専用フリーダイヤルを設置しており、365日24時間子どもからの相談を受け付ける体制としている。全国の児童相談所の共通ダイヤルとして「189」もあり、こちらでは緊急の虐待通告等を受け付けている。

〔松本委員（大阪府寝屋川警察署）〕

寝屋川警察署は、啓発活動として、各小中学校を対象に、非行防止教室を実施している。

また、いじめが発生している事案については、月に1度開催している学警連絡会において、各学校の生徒指導の教員から提供していただいた情報をもとに対応している。

最後に、寝屋川警察署では、インターネットを利用したいじめ及び福祉犯罪が大きな社会問題となっている近年の背景を踏まえ、インターネット関連の子どもを巻き込んだ犯罪への捜査に力を入れている。

〔笠谷委員（寝屋川市民生委員児童委員協議会）〕

民生児童委員協議会は、11月の児童虐待防止推進月間に駅前啓発活動を実施した。

また、年間を通じて、登下校の見守りをし、地域の子どもの様子を日常的に確認している。夏休み等の休暇中については、公園をはじめとした子どもが集まる場所を確認し、不審なことがないか見守りをしている。

まちかど福祉相談所に相談員として民生委員が関わっている他、子育てサロンや子育て支援においても、年間を通じて関わっている。

各委員による取組の紹介後、事務局（平野）より、小学生サミット、中学生サミットについて、今年度の取組の様子として、いじめ撲滅劇の紹介がされた。

(4) その他

事務局（浅野）より、平成29年度におけるいじめ問題対策連絡協議会の会議が今回で終了となり、平成30年度におけるいじめ問題対策連絡協議会の会議は、要保護児童対策地域協議会における代表者会議と同日の開催を予定している旨の説明がなされた。

杉本会長より、他の案件についての確認が行われたが、提案がなかったことから会議は終了し、散会となった。